

地域公共交通の維持・充実のための支援の拡充を求める意見書

バスやタクシー、鉄道などの地域公共交通は、地域住民の日常生活における移動や、地域の観光を支える重要な社会インフラであることから、国においては地域公共交通を維持するための支援制度を設けている。

しかし、人口減少や少子高齢化の進行に加え、地域公共交通を担う運転手不足や燃料費高騰等に伴い、民間事業者による運送サービスの利便性が低下し、また提供の継続が困難となる地域の増加が懸念される。本県では、地域公共交通の空白地域を含め、移動手段を必要とする住民のための地域公共交通を多くの市町村が担っている。DX化対応等の利便性向上にも取り組んでいるが、国の財政支援を受けてもなお多額の財政負担が生じ、財政基盤が脆弱な本県市町村にとってその運営は、大変厳しいものとなっており、地域公共交通の維持が危ぶまれる状況にある。

また、本県と新潟県を結ぶJR米坂線は令和4年8月の豪雨災害により、本県と宮城県を結ぶJR陸羽東線は令和6年7月の豪雨災害により、それぞれ運行不能状態が続き、経済活動や沿線地域の住民生活に重大な支障をきたしている。特に、JR米坂線については、復旧に多額の費用を要すると見込まれ、未だ再開が見通せない状況となっている。

地域公共交通は、特に高齢者や学生のような、自家用自動車を運転できない住民が自立した日常生活を送るために不可欠であり、また観光による交流人口の拡大など地域活性化に向けても重要なインフラであるため、将来にわたって維持されることが強く求められている。

よって、国においては、地域公共交通の維持・充実のため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 生活交通バス路線の運行費及び老朽化した車両の更新費に対する補助等に係る予算を拡充するとともに、地域の実情を踏まえた乗用タクシーの活用など、地域公共交通の確保・維持、利便性・生産性の向上等の取組みに対する支援を充実すること。
- 2 災害により運行不能となった鉄道について、復旧費用の補助率の嵩上げや、復旧後の運営面への支援制度の創設、復旧費用を地方が負担する場合の地方債の適用など、財政基盤が脆弱な地方の切捨てにつながらないように、財政支援を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月18日

